

## 令和5年度第2回八幡市総合教育会議 議事要旨

■日 時：令和5年10月17日（火） 15：30～16：30

■場 所：八幡市役所 本庁舎 5階 会議室5-2

■出席者

### 【委員】

市長	堀 口	文 昭	教育委員	佐 野	恵理子
教育長	小 橋	秀 生	教育委員	八頭司	めぐみ
職務代理者	橋 本	陽 生	教育委員	狩 野	理恵子

### 【総合教育会議事務局】

足立理事兼政策企画部長、吉岡政策企画部参事兼生涯学習センター館長、辻生涯学習課長、堀川政策企画課長、岡田政策企画課長補佐、秦政策企画課主任

### 【教育委員会事務局】

辻こども未来部長、川中こども未来部参与、長尾こども未来課長、成田子育て支援課長、田制文化財課長、安達教育支援センター所長、山中教育集会所館長、小坂市民図書館長

■傍聴者：3名

### ■次第

1. 開会  
・市長あいさつ
2. 議題  
(1) 新八幡市教育大綱（素案）について
3. その他
4. 閉会

### ■配付資料

- ・【資料1】八幡市教育大綱（改定素案）【未定稿（第2回総合教育会議時点）】
- ・【資料1参考】八幡市教育大綱（改定素案【未定稿】） 新旧対照表

## 1. 開会

## 2. 議題

### 【議題（１）】

<狩野委員>

前回会議で述べた意見について、随分丁寧かつ具体的に盛り込んでいただいた。特に幼児期に関する部分については、幼児期の終わりまでに育っておいてほしい姿を職員間で共有することまで触れていただいております、評価する。

前回会議でも触れたように、コロナ禍で経験したような予測困難な時代の中、これからは予測不能な時代であり、「生きる力」を子どもたちに身につけてもらうためにも「非認知能力」の重要性は増しており、新大綱素案に盛り込んでいただいたことは評価する。ただし、「3.改定の視点」では「思考力や判断力、表現力などのいわゆる「非認知能力」と記載されているが、「非認知能力」はあくまで数値で測ることのできない能力を指すものであり、そのあたりをうまく表現するか、補足いただいた方がより分かりやすくなるかと思う。

また、「4.基本理念」の（１）において、「発見や心が動く経験」といった幼児教育に必要な不可欠な要素を盛り込んでいただいております、これも「非認知能力」を意識しての表現と思われる。これに関し、「5.基本方針」の「（１）就学前教育・保育及び子育て環境の充実」では「非認知能力」を意識した文言が見受けられるが、「（２）学校教育の充実」では見受けられない。確かに「非認知能力」は幼児期に身につけやすいものではあるが、それを学校教育にどうつなげていくかが重要であり、学習指導要領においても、幼小接続の観点から、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施することとされている。幼児期に身につけた「非認知能力」を小学校教育につなげていくという意味でも、「非認知能力」を意識した文言を「（２）学校教育の充実」にも盛り込んでいただくとより良いものとなるのではないかと。

本市の文化財の更なる活用についても前回会議で述べたが、丁寧に盛り込んでいただいた。今年度はコロナが5類に移行したこともあり、地域の祭が随分と盛大に行われていたように思う。「5.基本方針」の「（６）文化芸術活動の振興」における「現状・課題」では、文化活動・伝統行事の例としてずいきみこしがあげられているが、他にも太鼓まつりや石清水祭があり、追記してもよいのではないかと。

<市長>

「非認知能力」については、幼児期のみで完結するものでは当然ないが、主に幼児教育の中で議論がなされてきたと思う。次期大綱にどこまで入れるかは難しいところもあるが、学校教育部分においてどのように盛り込むことができるのか、事務局で再度検討されたい。

<橋本委員>

前回会議で出された意見を基に、バランスよくまとめられている。中でも「5.基本方針」の構成が、現状把握に基づき方針を示す形になったのは良い点。

「3.改定の視点」では「思考力や判断力、表現力などのいわゆる「非認知能力」と記載されているが、他にも重要な能力がある。非認知能力の形容詞はもう少し工夫されてもよいのではないかと。

「4.基本理念」（１）の文中に「発見や心が動く経験」との記載があるが、抽象的でわ

かりにくいように感じる。社会的なつながりの中で育っているということが伝わりやすいように、「感動・共感」に言い換えてはどうか。

「5. 基本方針」の「(1) 就学前教育・保育及び子育て環境の充実」における「現状・課題」について、「幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」との記載があるが、「人格形成」に絞るのではなく、より広い概念である「人間形成」などとしてはどうか。また、「体験や遊びを通じて、人と関わる力を育てていくことが極めて重要」とあるが、「人と関わる力」ではなく、より広い概念として「生きる力」としてはどうか。さらに、「都市化や核家族化の進展により」との記載があるが、こうした問題は随分前から言われていることであり、今回改定においてあえて書く必要はないのでは。例えば「急激な社会構造の変化により」とした方が時代に即した記載になるのではないか。加えて、「方針」において、「地域における育児の孤立化を防ぐため、これまで新型コロナウイルス感染拡大の影響で規模縮小等を余儀なくされていた親子の交流イベントや各種講座等を本格的に再開するとともに」との記載があるが、形容詞が非常に長く読みにくいため、もう少し工夫されてはどうか。

「(2) 学校教育の充実」では、不登校児童生徒に関する記載があるが、不登校対策といじめ対策は平行して語られることが多いため、いじめ対策についてもどこかに記載してもよいのではないか。

「(3) 児童・青少年の健全育成」では、防犯活動や通学路の安全対策について触れてもよいのではないか。

「(5) スポーツの振興」における「現状・課題」について、「創出」という文言が続いている箇所があるため、片方を「機会拡大」と言い換えるなど、もう少し工夫されてはどうか。

「(6) 文化芸術活動の振興」における「現状・課題」では、文化活動・伝統行事の例としてずいきみこしがあげられているが、太鼓まつりや石清水祭を追記してもよいのではないか。また、「方針」について、「市民をはじめとするあらゆる人の本市への愛着や誇りの醸成を図ります」とある。「愛着や誇りの醸成」はよい表現だが、「あらゆる人」という表現が誰を指すのかが分かりにくく、修正した方がよいのではないか。

#### <市長>

ご指摘いただいた「4. 基本理念」(1)の文中「発見や心が動く経験」については、「たんけん・はっけん・ほっとけん」という他自治体での取組名称をベースに、「発見(はっけん)」と「経験(けいけん)」で韻を踏む形としたが、もう少し検討が必要だと考えている。

「5. 基本方針」の「(1) 就学前教育・保育及び子育て環境の充実」における「現状・課題」中に記載の「人格形成」については、教育基本法を踏まえ、幼児期の教育において特に必要と考え記載しており、現在の表現のままをしたい。

「(6) 文化芸術活動の振興」に関し、本市に存在する伝統行事は狩野委員、橋本委員ご指摘のとおり例に記載している他にもあるが、石清水祭は市として補助等を行っておらず、石清水八幡宮が実施されている。市が助成を行っているのは太鼓まつりとずいきみこしだが、太鼓まつりは観光振興の観点からの助成であり、本大綱に記載するのはそぐわない。ずいきみこしは無形文化財に指定されており、伝統文化の保存継承を目的に助成を行っているため、例として記載している。ご理解いただきたい。

随所に盛り込んでいる「体験活動」については、前回会議でも触れたとおり、ヴィゴツ

キーが提唱した理論である「最近接領域」の考え方に基づき取り入れた文言であり、全てのベースになるものと考えている。幼児期の教育が人生 100 年時代に影響してくる。

<佐野委員>

「5. 基本方針」の「(5) スポーツの振興」における「現状・課題」で「スポーツ推進委員」と記載されているが、正式名称である「八幡市スポーツ推進委員」に修正されたい。

また、市が長年実施されている障がい者スポーツ大会は非常に意義のある取組と考えており、「5. 基本方針」の「(5) スポーツの振興」においても障がい者スポーツについて何か触れてはどうか。

<教育長>

他市の教育大綱と比較すると、本市の教育大綱はこれまでかなり簡素であったが、今回の改定素案はかなり詳細に記載している。また、他市の教育大綱は箇条書きで方針が記載されているものが多いが、今回の改定素案は文章で方針を記載しており、非常にわかりやすい。

### 3. その他

会議内容については、議事要旨を作成し確認いただいた上で、市ホームページ上に公開する予定としている。

今後の予定としては、本日いただいたご意見等を踏まえ、まず新教育大綱（素案）を作成する。その後、市議会へ報告のうえ、12 月下旬から 1 月中旬頃にかけて素案に対するパブリックコメントを実施し、そこでの意見を踏まえ、事務局において新教育大綱（最終案）を作成する。

今回は、令和 6 年 2 月 20 日（火）の定例教育委員会終了後に開催予定であり、事務局において作成した新教育大綱（最終案）についてご確認いただき、策定決議をいただきたいと考えている。

### 4. 閉会

# 八幡市教育大綱(改定素案)

【未定稿 (第2回総合教育会議時点)】



令和5年 月

京都府八幡市



## 1. 大綱の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの」とされています。

市では、同法第1条の3第2項の規定に基づき、八幡市総合教育会議において協議・調整を行い、本大綱を策定するものです。

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）>

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

## 2. 大綱の位置付け

本大綱は、第5次八幡市総合計画に掲げる将来都市像「みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち ～住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata～」の実現のために、次代を担う人づくりの礎となる「教育」、まちの活力の源となる「文化」、「スポーツ」及びそれらを含む「生涯学習」の一層の推進を図るための方向性を示すものです。

## 3. 改定の視点

法第1条の3の趣旨に鑑み、市のまちづくりの指針である第5次八幡市総合計画後期基本計画（令和5年3月策定）との整合を図るとともに、令和5年1月の組織改正により、国のこども家庭庁設置の動きに先んじ、就学前後の教育・保育及び子育てに関する部門を一元化するべく、こども未来部を創設したこと、人生100年時代を見据える中、他の行政分野との一体的な推進による生涯学習の充実を図るべく、文化・スポーツを含む生涯学習に関することを市長権限としたことを踏まえたものとします。

また、子どもたちの「生きる力」を育成するためには、多様で豊かな体験活動等を取り入れながら子どもたちの興味や関心を引き出し、思考力や判断力、表現力などのいわゆる「非認知能力」を育むことが重要であり、新大綱においてもこの点を盛り込むこととします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、人間関係の希薄化や担い手不足等の進行が見受けられることから、当該感染症の感染症法上の分類が5類とされたことを踏まえ、それらの解消に向けた方針についても盛り込むこととします。

#### 4. 基本理念

- (1) 子育てにかかわる全ての人々が安心して前向きに子育てができる環境を整えるとともに、多様な体験活動や遊びを通じて発見や心が動く経験が得られるような機会を創出するなど、豊かな人間性を育みながら、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育成します。
- (2) 人生100年時代において、すべての市民が健やかで心豊かに暮らせるよう、生涯学習を一層推進します。生涯学習に包含されるスポーツ、文化芸術活動については、若者から高齢者まで多くの世代の参加を促進するとともに、担い手の確保へとつなげます。

なお、基本理念の実現に向けては、以下に掲げる基本方針により取り組むこととします。

#### 5. 基本方針

##### (1) 就学前教育・保育及び子育て環境の充実

###### 現状・課題

少子化に伴い就学前児童数が減少している中、女性の就労率向上等を背景に、保育園や認定こども園のニーズは増加傾向にある一方で、幼稚園のニーズは大きく減少しています。幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもの主体性や社会性、豊かな人間性を育むためには、適正な集団規模を形成しながら様々な体験活動や遊びを通じて、人と関わる力を育てていくことが極めて重要です。

また、少子化の背景のひとつとして、都市化や核家族化の進展により、地縁関係が希薄化する中で子育て世帯が地域社会から孤立し、育児への不安感や負担感が増大している方が増加傾向にあると言われていています。これらの保護者は、身近に相談できる相手がおらず、育児に関する知識や経験も不足している傾向が見受けられるため、地域社会全体で子育て世帯を支えていく取組が求められています。

###### 方針

幼児教育・保育において育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を職員間で共有し、自然との関わりや体験活動を積極的に取り入れながら心と体を十分に働かせることができる環境を構成します。同時に、就学前施設の再編を進める中で1施設あたりの適正な集団規模を確保しつつ、就学前後のつながりを関係各所で相互に理解し合い、接続カリキュラムの活用を促進しながら発達段階を踏まえた教育・保育の連続性と一貫性を確保します。

また、地域における育児の孤立化を防ぐため、これまで新型コロナウイルス感染拡大の影響で規模縮小等を余儀なくされていた親子の交流イベントや各種講座等を本格的に再開するとともに、早期から公的機関や地域の支援者とつながる機会の拡充に努め、子育て環境の更なる充実を進めていきます。加えて、必要とする人へ必要な情報が届くよう、さらなる情報発信の充実にも努めます。



## (2) 学校教育の充実

### 現状・課題

少子化に伴い児童生徒数の減少が進む中、持続可能な学校運営が求められています。市では、GIGA スクール構想のもと、1人1台整備したタブレット端末等の ICT 機器の利活用を促進し、学力向上に取り組んでいるほか、学習支援員や学校図書館司書等の配置など様々な学力向上施策を行っていますが、全国学力・学習状況調査の結果が京都府平均を下回ることが多く、さらなる取組が必要です。また、外国人児童生徒が年々増加する中、日本語指導の充実が求められています。

さらに、市内における不登校児童生徒の出現率が全国的な傾向と同様に増加傾向にあることから、各学校や関係機関との連携を強化し、個々の事情に応じた丁寧な対応を進めていくことが今後も必要です。加えて、特別な支援を必要とする児童生徒も増加傾向にあることから、特別支援教育や障がいに関する理解と認識が深まるよう、継続的な取組を進めることが必要です。なお、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくく、支援が必要な児童生徒がいても、児童生徒自身や周囲の大人が気づくことが難しいため、福祉、介護、医療、教育等関係機関が連携し、早期に発見し適切な支援につなげることが必要です。

### 方針

子どもの生きる力を育てるため、魅力ある学校づくりを進める中で、学力向上や豊かな人間性の育成に向けた様々な取組を展開するとともに、社会のニーズに応じた教育を推進します。また、これまで実施してきた学力向上施策や体験活動を今後も継続するとともに、教育現場の ICT 化促進や、教育課題に応じた教職員研修の充実など、さらなる教育の質の向上を図ります。さらに、部活動の地域移行やプール指導の民間委託、特別支援教育ソフトウェアの導入などにより、教職員の負担を軽減する「働き方改革」と「教育の質向上」との好循環を創出します。

配慮が必要な子どもに対しては、不登校解消に向けた学校や関係機関との連携強化、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を図ることで、学校に関わる子どもや保護者の様々な悩みに適切に対応し、支援できる体制を整備します。また、心身に障がいのある児童生徒の教育相談、就学前の5歳児の適切な就学先や就学後の支援を行うための教育相談、特別支援教育に対する啓発活動に継続的に取り組みます。さらに、外国人児童生徒に対する日本語指導の充実により、日本語や教科学習の効果的な習得を推進します。

## (3) 児童・青少年の健全育成

### 現状・課題

少子化に伴い小学校の児童数が減少傾向にある中、小学生の子どもがいる共働き世帯の割合は高い状況にあります。

市では、家庭の状況に関わらず、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごせるよう、児童センターや放課後児童健全育成施設の運営を行うとともに、自学

自習力と学習意欲が向上するよう、学校や地域住民等と協働で学習支援事業に取り組んでいます。しかしながら、小学校低・中学年の児童は学習指導と合わせて生活指導が必要であることから、きめ細かな個別指導や的確な全体指導ができる地域住民等の人材の安定的な確保や、児童を受け入れる教室確保等に課題があり、小学校で実施している学習支援事業は一部学年での展開にとどまっています。また、多様な体験活動ができる場へのニーズにも対応していく必要があります。

青少年の健全育成については、コロナ禍により中止となっていた事業を再開させるとともに、青少年育成補導委員会やPTA、学校支援地域本部の活動など、地域を挙げた青少年の健全育成を支える取組との連携を強化していく必要があります。併せて、担い手不足の解消に向けた人材育成が求められています。

## 方針

やわた放課後学習クラブ事業の対象年齢及び実施内容の拡大を段階的に図りながら、放課後児童健全育成施設とやわた放課後学習クラブとの連携による「新・放課後子ども総合プラン」を推進するとともに、地域の人材を確保しつつ、児童が多様な体験ができるよう各種事業に取り組めます。また、全ての児童の地域における居場所づくりを進めるため、引き続き児童センター等の運営及び事業を推進します。

さらに、青少年育成補導委員会やPTA、学校支援地域本部等の事業再開により、コロナ禍で希薄化した人間関係を再構築するとともに、地域コーディネーターの配置等により、地域住民や関係団体との連携を強化し、子どもたちの健全な育成を支える取組を地域を挙げて進めます。あわせて、団体等の継続的な存続に向けた人材確保及び新たな担い手の育成を図ります。

## (4) 生涯学習の推進

### 現状・課題

心豊かで充実した生活を営むためには、生涯にわたる学習活動を主体的に行い、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会を実現することが大切です。

市では、生涯学習センター及び各地域の公民館等において各種講座を開催し、学習機会の提供に努めています。今後、人生100年時代を見据える中、生涯学習のさらなる充実と学習成果の地域還元など社会参加を促していくためには、市民のライフスタイルに応じた多様な学習機会の提供、自発的な学習活動の支援を行うとともに、生涯学習をより効果的に促していくための調査・研究を進め、学習環境の充実化を図る必要があります。

また、市民の生活機能を高めるとともに、地域活動など社会参加・社会貢献の促進につなげていくため、市民図書館の持つ多様な機能の充実等に取り組んでいく必要があります。

## 方針

生涯学習センターを中心に、市民に対する学習情報の提供と相談機能を充実させるとともに、公民館等とも連携して、新たなニーズの掘り起こしや生涯学習人材バンクの利活用促進なども含め、各分野にわたる学習活動を推進します。

また、市民の自発的な学習活動やボランティア活動の促進に努めるとともに、大学、企業等との連携を深め、様々な知見やアイデアを取り入れながら、地域課題や国際理解、環境問題などの現代的課題に関する学習活動を促進します。

さらに、市民図書館においては、市民生活に必要な情報・資料の提供の充実を推進し、更なる生活支援・向上に努めるとともに、子どもの成長に合わせた読書活動の支援や子ども関係施設との協力に取り組みます。

## (5) スポーツの振興

### 現状・課題

スポーツの振興は、健康や体力の基礎を培うとともに、人間形成に大きな役割を果たすものであり、子どもの「生きる力」の育成や生涯学習の推進にあたり重要な施策となります。

市では、幅広い年代層がスポーツを楽しむことができるよう、子どもスポーツ教室や市民総合体育大会、市民マラソン大会を実施するとともに、全世代参加型イベントとしてやわたスポーツカーニバルを実施し、未就学児や小学生のいる家庭を中心とした参加が増えつつあります。しかしながら、全国的な傾向として、子どもの基礎的運動能力が依然として低い状況にあるほか、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が近年顕著となっており、こうした現状に対応するため、さらなるスポーツ参加の機会創出等を図っていく必要があります。一方で、コロナ禍を契機にスポーツから離れてしまった人が再びスポーツに触れるきっかけを創出する必要もあります。

また、事業の実施には関係団体との連携が重要となりますが、担い手の高齢化や人手不足が課題となっており、次世代のスポーツ振興を担う人材育成を進める必要があります。

### 方針

誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、八幡市スポーツ協会やスポーツ推進委員等との連携による大会やスポーツイベントの開催など、ニーズに応じたスポーツ参加機会の創出と事業の展開を図ります。また、スポーツに親しみのない人や、一度スポーツから離れてしまった人に対しては、魅力あるウォーキングイベントや新たなジャンルのスポーツの体験イベントの実施等を通じ、運動を始めるきっかけづくりや運動習慣の定着、スポーツ活動の再開を促進します。

さらに、市民が主体となって取り組むスポーツ活動の促進を継続的に図るとともに、次世代のスポーツ振興を担う人材の育成を推進します。

## (6) 文化芸術活動の振興

### 現状・課題

文化芸術の振興は、豊かな人間性の育成に大きな役割を果たし、子どもの「生きる力」の育成と生涯学習の推進にあたり重要な施策となります。

市では、八幡市文化センターや、3つの茶室を有する松花堂庭園・美術館の設置・運営、徒然草エッセイ大賞や松花堂昭乗イラストコンテストの実施により、市民や来訪者が文化芸術に接し交流する機会の創出を進めています。また、市民文化祭の開催や八幡市文化協会の活動等により、市民の文化活動への参加機会を確保し、文化活動を通じた交流の促進に努めていますが、各事業の認知度向上や文化芸術活動の振興を担う人材の育成が課題となっています。

さらに、本市ではずいきみこしなどの文化活動・伝統行事が行われ、また国宝石清水八幡宮本社、名勝松花堂及び書院庭園、史跡石清水八幡宮境内（八角堂）、史跡綴喜古墳群（八幡西車塚古墳）をはじめとする指定文化財や様々な遺跡が市内に存在しています。今後も、引き続き市内文化財の適切な保存と活用を推進する必要があります。

### 方針

幅広い年代層が歴史や文化芸術に触れる機会を創出するため、市民ニーズに応じた、市民の誰もが気軽に参加できる事業の展開に努めるとともに、コロナ禍の影響により減少した各事業の参加者に再び足を運んでいただくため、時代に即した形で展開していくことを目指し事業の準備及び運営に取り組みます。また、松花堂庭園を活用した茶事体験やイベント等を通じた茶文化の発信に努めるとともに、特に子どもを対象に、八幡市の文化について知り、学ぶ機会を創出します。さらに、文化芸術活動の推進・指導を担う次世代の人材育成を図ります。

文化財の保存・活用については、文化財の調査や市内遺跡の発掘を通じて地域の歴史や特徴を把握し、後世に伝えるための基盤を作るとともに、文化財の活用へとつなげます。また、市が所有する文化財の公開を行うなど、国宝石清水八幡宮本社をはじめとする市内文化財の保存・整備とさらなる活用を進めます。さらに、将来にわたって文化財を保存・継承するため、ふるさと学習館への来館促進を図るほか、体験学習や社会科見学の継続的な実施等、地域や学校等を通じた八幡の歴史や文化財の啓発に努めるとともに、各種情報発信ツール等を活用し、文化財の価値を市内外に発信することにより、市民をはじめとするあらゆる人の本市への愛着や誇りの醸成を図ります。

## 6. 大綱の期間

大綱が対象とする期間は、令和6年4月から5年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本大綱を改訂します。

八幡市教育大綱（改定素案【未定稿】） 新旧対照表

改定素案【未定稿】	現行	備考
<p>○八幡市教育大綱</p> <p><b>1. 大綱の趣旨</b></p> <p><u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの」とされています。</u></p> <p><u>市では、同法第1条の3第2項の規定に基づき、八幡市総合教育会議において協議・調整を行い、本大綱を策定するものです。</u></p> <p>&lt;地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）&gt;</p> <p><u>第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。</u></p> <p><u>2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。</u></p>	<p>○八幡市教育大綱</p> <p><b>(新規)</b></p> <p><u>本大綱は、第5次八幡市総合計画に掲げる「みんな で創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるま ち」～住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata～の実現のために、 次代を担う人づくりの礎となる「教育」、まちの活力 の源となる「文化」と「スポーツ」の一層の推進を図 るための方向性を示すものです。</u></p>	<p>➤ 項目タイトルを追加。</p> <p>➤ 法に基づく教育大綱の策定趣旨を新たに記載し、冒頭に記載していた内容は「2. 大綱の位置付け」に移動・再整理。</p> <p>➤ 参照条文を追加。</p>

改定素案【未定稿】	現行	備考
<p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	<p><b>1. 将来都市像</b>  <u>みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち</u>  <u>～住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata～</u></p>	<p>➤ 「大綱の位置付け」に記載しており、単体で示す必要がないため、削除。</p>
<p><b>2. 大綱の位置付け</b></p> <p>本大綱は、第5次八幡市総合計画に掲げる<u>将来都市像</u>「みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち」～住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata～の実現のために、次代を担う人づくりの礎となる「教育」、まちの活力の源となる「文化」、<u>「スポーツ」及びそれらを含む「生涯学習」</u>の一層の推進を図るための方向性を示すものです。</p>	<p><u>(新規)</u> <u>(新規)</u></p>	<p>➤ 冒頭に記載していた内容を「大綱の位置付け」として再整理。</p> <p>➤ 語句の整理。</p> <p>➤ 人生100年時代を迎える中で、生涯学習が担う役割は一層重要なものとなるため、追記。</p>
<p><b>3. 改定の視点</b></p> <p><u>法第1条の3の趣旨に鑑み、市のまちづくりの指針である第5次八幡市総合計画後期基本計画（令和5年3月策定）との整合を図るとともに、令和5年1月の組織改正により、国のこども家庭庁設置の動きに先んじ、就学前後の教育・保育及び子育てに関する部門を一元化するべく、こども未来部を創設したこと、人生100年時代を見据える中、他の行政分野との一体的な推進による生涯学習の充実を図るべく、文化・スポーツを含む生涯学習に関することを市長権限としたことを踏まえたものとします。</u></p> <p><u>また、子どもたちの「生きる力」を育成するためには、多様で豊かな体験活動等を取り入れながら子どもたちの興味や関心を引き出し、思考力や判断力、表現</u></p>	<p><u>(新規)</u> <u>(新規)</u></p>	<p>➤ 今回改定に係る基本的な考え方を示すため、新たに記載。</p> <p>➤ 今回改定の基本的な視点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 第5次八幡市総合計画後期基本計画との整合</li> <li>② 令和5年1月の組織改正の内容を踏まえた修正</li> <li>③ 現行大綱に記載している「体験活動」や「非認知能力」など重要な要素は引き続き盛り込む</li> <li>④ 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた修正</li> </ol>

改定素案【未定稿】	現行	備考
<p>力などのいわゆる「非認知能力」を育むことが重要であり、新大綱においてもこの点を盛り込むこととします。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、人間関係の希薄化や担い手不足等の進行が見受けられることから、当該感染症の感染症法上の分類が5類とされたことを踏まえ、それらの解消に向けた方針についても盛り込むこととします。</p>		
<p><b>4. 基本理念</b></p> <p>(1) <u>子育てにかかわる全ての人</u>が安心して前向きに子育てができる環境を整えるとともに、多様な体験活動や遊びを通じて発見や心が動く経験が得られるような機会を創出するなど、豊かな人間性を育みながら、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育成します。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>人生100年時代において、すべての市民が健やかで心豊かに暮らせるよう、生涯学習を一層推進します。生涯学習に包含されるスポーツ、文化芸術活動については、若者から高齢者まで多くの世代の参加を促進するとともに、担い手の確保へとつなげます。</u></p> <p>なお、基本理念の実現に向けては、以下に掲げる基本方針により取り組むこととします。</p>	<p><b>2. 基本理念</b></p> <p>(1) <u>体験活動を通して子どもの生きる力の育成</u></p> <p>(2) <u>家庭・学校・地域・関係機関の連携による教育の推進</u></p> <p>(3) <u>すべての市民のための生涯学習とスポーツ、文化芸術活動の推進</u></p> <p>(新規)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 番号ずれの修正。</li> <li>➤ 総合計画後期基本計画に掲げる「めざす姿」（2章2節）を基本に、八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略や令和5年度保育・学校教育の重点の内容を加味し修正。</li> <li>➤ 「体験活動」は重要な要素であり、引き続き基本理念に記載するとともに、基本方針においても必要な箇所に記載。</li> <li>➤ 施策を推進するうえでの様々な連携は手段であり、基本理念からは削除。</li> <li>➤ 番号ずれの修正。</li> <li>➤ 総合計画後期基本計画の記載内容及び令和5年組織改正の趣旨を加味して修正。</li> <li>➤ 基本理念と基本方針の関係性がわかるよう文章を追加。</li> </ul>

改定素案【未定稿】	現行	備考
<p><b>5. 基本方針</b></p> <p>(1) 就学前教育・<u>保育及び子育て環境</u>の充実</p> <p><u>&lt;現状・課題&gt;</u>  <u>少子化に伴い就学前児童数が減少している中、女性の就労率向上等を背景に、保育園や認定こども園のニーズは増加傾向にある一方で、幼稚園のニーズは大きく減少しています。幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもの主体性や社会性、豊かな人間性を育むためには、適正な集団規模を形成しながら様々な体験活動や遊びを通じて、人と関わる力を育てていくことが極めて重要です。</u>  <u>また、少子化の背景のひとつとして、都市化や核家族化の進展により、地縁関係が希薄化する中で子育て世帯が地域社会から孤立し、育児への不安感や負担感が増大している方が増加傾向にあると言われてい</u>  <u>ます。これらの保護者は、身近に相談できる相手がおらず、育児に関する知識や経験も不足している傾向が見受けられるため、地域社会全体で子育て世帯を支えていく取組が求められています。</u></p> <p><u>&lt;方針&gt;</u>  <u>幼児教育・保育において育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を職員間で共有し、自然との関わりや体験活動を積極的に取り入れながら心と体を十分に働かせることができる環境を構成</u></p>	<p><b>3. 基本方針</b></p> <p>(1) 就学前教育の充実</p> <p><u>子どもたちの生きる力の基礎となる対話などを通じて育む広い意味での「賢さ」（いわゆる非認知能力）を身につけられるよう、地域におけるさまざまな機関が連携するなかで、子育て環境及び教育・保育内容の充実を図ります。</u>  <u>また、家庭教育の重要性および家庭の役割を親が自覚し、家庭での基本的生活習慣の確立や絵本の読み聞かせや体験活動など情操教育に積極的に取り組めるよう、家庭との連携をより一層推進します。</u></p>	<p>➤ 番号ずれの修正。</p> <p>➤ 現状・課題を整理したうえで、それに対処するための方針について記載する形に修正。</p> <p>➤ 令和5年組織改正の趣旨及び総合計画後期基本計画の施策体系に合わせ文言修正。</p> <p>➤ 現行教育大綱の総括において整理した「今後の課題」、総合計画後期基本計画（2章）に記載の「施策の背景」「現状・課題」の内容を念頭に、文言を作成。</p> <p>➤ 現行教育大綱の総括において整理した「今後の課題」、総合計画後期基本計画（2章）に記載の「主な取組と方向性」、令和5年度保育・学校教育の重点の内容をベースに、第1回総合教育会議にお</p>



改定素案【未定稿】	現行	備考
<p>します。同時に、就学前施設の再編を進める中で1施設あたりの適正な集団規模を確保しつつ、就学前後のつながりを関係各所で相互に理解し合い、接続カリキュラムの活用を促進しながら発達段階を踏まえた教育・保育の連続性と一貫性を確保します。</p> <p>また、地域における育児の孤立化を防ぐため、これまで新型コロナウイルス感染拡大の影響で規模縮小等を余儀なくされていた親子の交流イベントや各種講座等を本格的に再開するとともに、早期から公的機関や地域の支援者とつながる機会の拡充に努め、子育て環境の更なる充実を進めていきます。加えて、必要とする人へ必要な情報が届くよう、さらなる情報発信の充実に努めます。</p>		<p>る佐野委員・橋本委員意見（コロナ禍を踏まえた方針）、狩野委員意見（非認知能力・発達資産の形成）、八頭司委員意見（行政の取組の分かりやすい情報発信）、教育長意見（非認知能力・就学前施設再編）、市長意見（体験活動）等を加味し、文言を作成。</p>
<p>(2) 学校教育の充実</p> <p>&lt;現状・課題&gt;</p> <p>少子化に伴い児童生徒数の減少が進む中、持続可能な学校運営が求められています。市では、GIGAスクール構想のもと、1人1台整備したタブレット端末等のICT機器の利活用を促進し、学力向上に取り組んでいるほか、学習支援員や学校図書館司書等の配置など様々な学力向上施策を行っていますが、全国学力・学習状況調査の結果が京都府平均を下回ることが多く、さらなる取組が必要です。また、外国人児童生徒が年々増加する中、日本語指導の充実が求められています。</p> <p>さらに、市内における不登校児童生徒の出現率が全国的な傾向と同様に増加傾向にあることから、各学校や関係機関との連携を強化し、個々の事情に応じた丁寧な対応を進めていくことが今後も必要です。加えて、特別な支援を必要とする児童生徒も増加傾向にあることから、特別支援教育や障がいに関する理解と認識が</p>	<p>(2) 学校教育の充実</p> <p>子どもの生きる力を育てるため、魅力ある学校づくりを進める中で、質の高い学力や豊かな人間性の育成に向けた様々な取組を展開するとともに、社会のニーズに応じた教育を推進します。</p> <p>また、教育課題に応じた教職員研修の充実など、各学校における教員の指導力の向上を図ります。さらに、心身ともに健やかに成長できる教育環境を構築します。</p>	<p>総合計画後期基本計画（2章）に記載の「現状・課題」、現行教育大綱の総括において整理した「今後の課題」の内容を踏まえ文言を作成。</p> <p>現行教育大綱の策定後のトピックとして、GIGAスクール構想やヤングケアラーに関する記述を追加。</p>

改定素案【未定稿】	現行	備考
<p>深まるよう、継続的な取組を進めることが必要です。  <u>なお、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくく、支援が必要な児童生徒がいても、児童生徒自身や周囲の大人が気づくことが難しいため、福祉、介護、医療、教育等関係機関が連携し、早期に発見し適切な支援につなげることが必要です。</u></p> <p><b>&lt;方針&gt;</b>  <u>子どもの生きる力を育てるため、魅力ある学校づくりを進める中で、学力向上や豊かな人間性の育成に向けた様々な取組を展開するとともに、社会のニーズに応じた教育を推進します。また、これまで実施してきた学力向上施策や体験活動を今後も継続するとともに、教育現場のICT化促進や、教育課題に応じた教職員研修の充実など、さらなる教育の質の向上を図ります。さらに、部活動の地域移行やプール指導の民間委託、特別支援教育ソフトウェアの導入などにより、教職員の負担を軽減する「働き方改革」と「教育の質向上」との好循環を創出します。</u>  <u>配慮が必要な子どもに対しては、不登校解消に向けた学校や関係機関との連携強化、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を図ることで、学校に関わる子どもや保護者の様々な悩みに適切に対応し、支援できる体制を整備します。また、心身に障がいのある児童生徒の教育相談、就学前の5歳児の適切な就学先や就学後の支援を行うための教育相談、特別支援教育に対する啓発活動に継続的に取り組みます。さらに、外国人児童生徒に対する日本語指導の充実により、日本語や教科学習の効果的な習得を推進します。</u></p>		<p>▶ 総合計画後期基本計画（2章）に記載の「主な取組と方向性」をベースに、第1回総合教育会議における佐野委員・橋本委員・教育長意見（専門的な知識を要する指導等の民間委託や部活動の地域移行等による教員の働き方改革・教育の質向上）、市長意見（体験活動）を踏まえ、文言を作成。</p>

改定素案【未定稿】	現行	備考
<p>(3) <u>児童・青少年の健全育成</u></p> <p><u>&lt;現状・課題&gt;</u>  <u>少子化に伴い小学校の児童数が減少傾向にある中、小学生の子どもがいる共働き世帯の割合は高い状況にあります。</u>  <u>市では、家庭の状況に関わらず、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごせるよう、児童センターや放課後児童健全育成施設の運営を行うとともに、自学自習力と学習意欲が向上するよう、学校や地域住民等と協働で学習支援事業に取り組んでいます。しかしながら、小学校低・中学年の児童は学習指導と合わせて生活指導が必要であることから、きめ細かな個別指導や的確な全体指導ができる地域住民等の人材の安定的な確保や、児童を受け入れる教室確保等に課題があり、小学校で実施している学習支援事業は一部学年での展開にとどまっています。また、多様な体験活動ができる場へのニーズにも対応していく必要があります。</u>  <u>青少年の健全育成については、コロナ禍により中止となっていた事業を再開させるとともに、青少年育成補導委員会やPTA、学校支援地域本部の活動など、地域を挙げた青少年の健全育成を支える取組との連携を強化していく必要があります。併せて、担い手不足の解消に向けた人材育成が求められています。</u></p> <p><u>&lt;方針&gt;</u>  <u>やわた放課後学習クラブ事業の対象年齢及び実施内容の拡大を段階的に図りながら、放課後児童健全育成施設とやわた放課後学習クラブとの連携による「新・放課後子ども総合プラン」を推進するとともに、</u></p>	<p>(3) <u>青少年の健全育成の推進</u></p> <p><u>青少年育成補導委員会やPTA、学校支援地域本部等の活動支援など、地域を挙げて青少年の健全な育成を支える取組を進めます。その中で、青少年健全育成を担う人材の育成を図ります。</u></p>	<p>➤ 令和5年組織改正の趣旨及び総合計画後期基本計画の施策体系に合わせ文言修正。</p> <p>➤ 現行教育大綱の総括において整理した「今後の課題」、総合計画後期基本計画（2章）に記載の「現状・課題」の内容を念頭に、文言を作成。</p> <p>➤ 現行教育大綱の総括において整理した「今後の課題」、総合計画後期基本計画（2章）に記載の「主な取組と方向性」、第1回総合教育会議における佐野委員・橋本委員意見（コロナ禍を踏まえた方</p>

改定素案【未定稿】	現行	備考
<p>地域の人材を確保しつつ、児童が多様な体験ができるよう各種事業に取り組みます。また、全ての児童の地域における居場所づくりを進めるため、引き続き児童センター等の運営及び事業を推進します。</p> <p>さらに、青少年育成補導委員会やPTA、学校支援地域本部等の事業再開により、コロナ禍で希薄化した人間関係を再構築するとともに、地域コーディネーターの配置等により、地域住民や関係団体との連携を強化し、子どもたちの健全な育成を支える取組を地域を挙げて進めます。あわせて、団体等の継続的な存続に向けた人材確保及び新たな担い手の育成を図ります。</p>		<p>針)、市長意見(体験活動)の内容を踏まえ、文言を作成。</p>
<p><b>(4) 生涯学習の推進</b></p> <p><b>&lt;現状・課題&gt;</b></p> <p>心豊かで充実した生活を営むためには、生涯にわたる学習活動を主体的に行い、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会を実現することが大切です。</p> <p>市では、生涯学習センター及び各地域の公民館等において各種講座を開催し、学習機会の提供に努めています。今後、人生100年時代を見据える中、生涯学習のさらなる充実と学習成果の地域還元など社会参加を促していくためには、市民のライフスタイルに応じた多様な学習機会の提供、自発的な学習活動の支援を行うとともに、生涯学習をより効果的に促していくための調査・研究を進め、学習環境の充実化を図る必要があります。</p> <p>また、市民の生活機能を高めるとともに、地域活動など社会参加・社会貢献の促進につなげていくため、市民図書館の持つ多様な機能の充実等に取り組んでい</p>	<p><b>(4) 生涯学習の機会の拡充</b></p> <p>生涯学習の成果が社会参加や地域におけるつながり、共助体制の構築等につながるよう、関係機関との連携強化を図り、新しい知識や現代的課題の学習、生きがいや心の豊かさの追求などの学習ニーズに応じて、多様な形態・内容のプログラムの充実化を図ります。</p>	<p>▶ 総合計画後期基本計画のプロジェクト名に合わせ文言修正。</p> <p>▶ 令和5年度「社会教育の方針と目標」、令和5年度「社会教育を推進するために」(京都府教育委員会)、総合計画後期基本計画(1章)に記載の「現状・課題」「主な取組と方向性」の内容を基に文言を作成。</p>

改定素案【未定稿】	現行	備考
<p>く必要があります。</p> <p><b>&lt;方針&gt;</b> 生涯学習センターを中心に、市民に対する学習情報の提供と相談機能を充実させるとともに、公民館等とも連携して、新たなニーズの掘り起こしや生涯学習人材バンクの利活用促進なども含め、各分野にわたる学習活動を推進します。</p> <p>また、市民の自発的な学習活動やボランティア活動の促進に努めるとともに、大学、企業等との連携を深め、様々な知見やアイデアを取り入れながら、地域課題や国際理解、環境問題などの現代的課題に関する学習活動を促進します。</p> <p>さらに、市民図書館においては、市民生活に必要な情報・資料の提供の充実を推進し、更なる生活支援・向上に努めるとともに、子どもの成長に合わせた読書活動の支援や子ども関係施設との協力に取り組みます。</p>		<p>▶ 令和5年度「社会教育の方針と目標」、令和5年度「社会教育を推進するために」（京都府教育委員会）、現行教育大綱の総括において整理した「今後の課題」、総合計画後期基本計画（1章）に記載の「主な取組と方向性」の内容を基に文言を作成。</p>
<p>(5) スポーツの振興</p> <p><b>&lt;現状・課題&gt;</b> スポーツの振興は、健康や体力の基礎を培うとともに、人間形成に大きな役割を果たすものであり、子どもの「生きる力」の育成や生涯学習の推進にあたり重要な施策となります。</p> <p>市では、幅広い年代層がスポーツを楽しむことができるよう、子どもスポーツ教室や市民総合体育大会、市民マラソン大会を実施するとともに、全世代参加型イベントとしてやわたスポーツカーニバルを実施し、未就学児や小学生のいる家庭を中心とした参加が増えつつあります。しかしながら、全国的な傾向として、</p>	<p>(5) スポーツの振興</p> <p>幅広い年代層がスポーツを楽しむことができるよう、ニーズに応じたスポーツ参加機会の創出と事業の展開を図ります。また、市民が主体となって取り組むスポーツ活動の促進を図るとともに、スポーツの振興を担う人材の育成を図ります。</p>	<p>▶ 現行教育大綱の総括において整理した「今後の課題」、総合計画後期基本計画（3章）の「現状・課題」、現行教育大綱の内容を踏まえ、文言を作成。</p> <p>▶ スポーツ振興の重要性について、文部科学省「学校と地域における子どものスポーツ機会の充実」をベースに記載。</p>

改定素案【未定稿】	現行	備考
<p>子どもの基礎的運動能力が依然として低い状況にあるほか、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が近年顕著となっており、こうした現状に対応するため、さらなるスポーツ参加の機会創出等を図っていく必要があります。一方で、コロナ禍を契機にスポーツから離れてしまった人が再びスポーツに触れるきっかけを創出する必要があります。</p> <p>また、事業の実施には関係団体との連携が重要となりますが、担い手の高齢化や人手不足が課題となっており、次世代のスポーツ振興を担う人材育成を進める必要があります。</p> <p><b>&lt;方針&gt;</b> 誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、八幡市スポーツ協会やスポーツ推進委員等との連携による大会やスポーツイベントの開催など、ニーズに応じたスポーツ参加機会の創出と事業の展開を図ります。また、スポーツに親しみのない人や、一度スポーツから離れてしまった人に対しては、魅力あるウォーキングイベントや新たなジャンルのスポーツの体験イベントの実施等を通じ、運動を始めるきっかけづくりや運動習慣の定着、スポーツ活動の再開を促進します。</p> <p>さらに、市民が主体となって取り組むスポーツ活動の促進を継続的に図るとともに、次世代のスポーツ振興を担う人材の育成を推進します。</p>		<p>▶ 現行教育大綱の総括において整理した「今後の課題」、総合計画後期基本計画（3章）の「主な取組と方向性」、現行教育大綱の内容を踏まえ、文言を作成。</p>
<p><b>(6) 文化芸術活動の振興</b> <b>&lt;現状・課題&gt;</b> 文化芸術の振興は、豊かな人間性の育成に大きな役割を果たし、子どもの「生きる力」の育成と生涯学習</p>	<p><b>(6) 文化芸術活動の振興</b> 幅広い年代層が歴史や文化芸術に触れる機会を創出するため、市民ニーズに応じた事業の展開を図ります。 国宝石清水八幡宮本社をはじめとする市内文化財の</p>	<p>▶ 現行教育大綱の総括において整理した「今後の課題」、総合計画後期基本計画（4章）に記載の「現状と課題」の内容を踏まえ、文言を作成。</p>



改定素案【未定稿】	現行	備考
<p>の推進にあたり重要な施策となります。</p> <p>市では、八幡市文化センターや、3つの茶室を有する松花堂庭園・美術館の設置・運営、徒然草エッセイ大賞や松花堂昭乗イラストコンテストの実施により、市民や来訪者が文化芸術に接し交流する機会の創出を進めています。また、市民文化祭の開催や八幡市文化協会の活動等により、市民の文化活動への参加機会を確保し、文化活動を通じた交流の促進に努めていますが、各事業の認知度向上や文化芸術活動の振興を担う人材の育成が課題となっています。</p> <p>さらに、本市ではずいきみこしなどの文化活動・伝統行事が行われ、また国宝石清水八幡宮本社、名勝松花堂及び書院庭園、史跡石清水八幡宮境内（八角堂）、史跡綴喜古墳群（八幡西車塚古墳）をはじめとする指定文化財や様々な遺跡が市内に存在しています。今後、引き続き市内文化財の適切な保存と活用を推進する必要があります。</p> <p><b>&lt;方針&gt;</b></p> <p>幅広い年代層が歴史や文化芸術に触れる機会を創出するため、市民ニーズに応じた、市民の誰もが気軽に参加できる事業の展開に努めるとともに、コロナ禍の影響により減少した各事業の参加者に再び足を運んでいただくため、時代に即した形で展開していくことを目指し事業の準備及び運営に取り組みます。また、松花堂庭園を活用した茶事体験やイベント等を通じた茶文化の発信に努めるとともに、特に子どもを対象に、八幡市の文化について知り、学ぶ機会を創出します。さらに、文化芸術活動の推進・指導を担う次世代の人材育成を図ります。</p> <p>文化財の保存・活用については、文化財の調査や市</p>	<p>保存・整備とさらなる活用を進めます。将来にわたって文化財を守り伝えるため、ふるさと学習館への来館促進を図るとともに、地域や学校等を通じて啓発に努めます。</p>	<p>➤ 現行教育大綱の総括において整理した「今後の課題」、総合計画後期基本計画（4章）に記載の「主な取組と方向性」の内容をベースに、狩野委員・橋本委員意見（文化財の価値の市内外への発信による理解促進）、市長意見（体験活動）を加味し、文言を作成。</p>

改定素案【未定稿】	現行	備考
<p>内遺跡の発掘を通じて地域の歴史や特徴を把握し、後世に伝えるための基盤を作るとともに、文化財の活用へとつなげます。また、市が所有する文化財の公開を行うなど、国宝石清水八幡宮本社をはじめとする市内文化財の保存・整備とさらなる活用を進めます。さらに、将来にわたって文化財を保存・継承するため、ふるさと学習館への来館促進を図るほか、体験学習や社会科見学の継続的な実施等、地域や学校等を通じた八幡の歴史や文化財の啓発に努めるとともに、各種情報発信ツール等を活用し、文化財の価値を市内外に発信することにより、市民をはじめとするあらゆる人の本市への愛着や誇りの醸成を図ります。</p>		
<p><b>6. 大綱の期間</b> 大綱が対象とする期間は、令和6年4月から5年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本大綱を改訂します。</p>	<p><b>4. 大綱の期間</b> 大綱が対象とする期間は、平成31年4月から5年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本大綱を改訂します。</p>	<p>➤ 番号ずれの修正。 ➤ 時点修正。</p>